

令和3年8月27日

保護者様

丹波篠山市立篠山中学校
校長 細見博文

新学期を迎えるにあたっての新型コロナウイルス感染防止等について

立秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、夏季休業中に、新型コロナウイルスの感染が若い世代へ広がっており、兵庫県は令和3年8月20日から9月12日まで新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置実施区域とされました。2学期も、より一層、私たちの命と人権を守る取組を進めていかななくてはなりません。

命を守るために「学校に持ち込まない。学校で広げない」ことが重要です。そのため、マスクと手洗いの徹底とともに、生徒や同居の家族に発熱などの風邪症状がある場合は、医療機関に相談し、学校への登校を控えてください。

また、新型コロナウイルスの恐ろしさは、人を不安にさせ、不信感を抱かせ、偏見による人権侵害を生むという点です。その不安から生まれる憶測やうわさをSNSで発信することは、人の心を傷つけ、人権侵害につながります。

自分と仲間の命と人権を守り、安全で安心な学校生活を過ごすため、下記の点に留意して感染防止対策を進めていきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 生活の留意事項

(1) 朝の健康観察

毎朝体温を測り、カードに記入し提出。発熱等の風邪症状がある場合、出席停止になります。ひどい咳や、体調が悪い時は、登校を控えてください。

(2) 手洗いの徹底

「登校後、特別教室使用前、給食前、掃除後、部活動前後」に、石けんによる手洗いを徹底します。

(3) 給食時の予防の徹底

マスクを外すので、しゃべらず、全員前を向いて食べることを徹底します。

(4) マスクの着用

ア 登下校中など、気温・湿度や暑さ指数が高い日及び息苦しさを感ずるときは、人との距離を取り、会話は控えて、マスクを外す等、熱中症対応を優先します。

イ 登校したら、生徒玄関で必ずマスクを着用します。体育・部活動の時はマスクを外してもよいが、ミーティングや集合して話をするような時は、着用します。

ウ 鼻と口の両方を確実に覆い、隙間が生じないように顔にフィットさせます。マスクを外して大声を出すことは禁止です。

(5) 換気

休み時間ごとに窓を全開にし、換気します。また、常に対角線上に窓を開けます。

(6) ソーシャルディスタンス

人との距離をとり、手を繋いだり、くっついたりしないようにします。

(7) 休日の過ごし方

友人宅で集まるなどの不要不急の外出はさけ、外出する際は、マスクを着用し、コンビニや友人宅での飲食や会食は避け、用事が済めば速やかに帰宅します。

2 学校行事・部活動等について

- (1) 校外から大人数を呼ぶ行事は、感染拡大防止のため、延期または中止とします。
- (2) 体育祭は、ワクチン接種が進んでいない保護者世代にも感染が広がっていることから、市内統一して無観客とし、ライブ配信を予定していましたが、しかし、現在兵庫県において感染が拡大していることから、延期や内容変更をする可能性があることをご理解ください。なお、実施する場合にも、1競技当たりの参加人数や競技時間を減らし、競技中以外はマスクを着用する等感染症対策を行います。
- (3) 修学旅行は、緊急事態宣言が延長された場合は、延期し内容も変更する場合があります。
- (4) 部活動は、丹波篠山市教育委員会通知で制限付きの自校での活動とされておりましたが、その後、部活動における感染拡大が発生していることから、緊急事態宣言期限の9月12日まで停止となります。また、部活動において感染が起こりやすい場面として、昼食時や締め切った車両内での飲食時が事例として多いことに留意してください。

3 濃厚接触等の対応

校内における濃厚接触者があった時には、保健所や学校医の助言のもと、感染拡大が懸念される場合には、濃厚接触者の陰性が確認されるまでの期間、(学級、学年、学校など状況に合わせて) 臨時休業を行います。また、濃厚接触者の中から陽性者が出た場合は、保健所や学校医の助言に基づき、臨時休業の延長を行います。その都度、文書(緊急を要する場合はメール)でお知らせしますが、以下の点にご留意ください。

- (1) 上記の場合の文書は、限られた方の情報を含んでいますので、転送等しないでください。
- (2) 検査を受けたこと、検査の結果などは個人情報になります。尋ねたり、伝えたりすることは控えてください。とくにライン等のSNSを使った発信にはご注意ください。
- (3) 憶測やうわさなどは、いじめや人権侵害につながる可能性があり、生徒を不安な気持ちにさせますので、十分にご配慮ください。

4 出席停止等の取り扱い(緊急事態宣言下、当面の間。変更がある場合は連絡します)

- (1) 生徒が感染した場合：保健所(医師)の登校可能の判断が出るまで出席停止。
- (2) 同居の家族の感染等により生徒が濃厚接触者と判断された場合：検査で「陰性」と診断されたとしても親族(患者)との最終接触の翌日から2週間が経過するまで出席停止。
- (3) 生徒が感染の疑いにより検査を受ける場合：検査日まで出席停止。検査で「陰性」と診断され、医師等から登校可能の判断が出るまで出席停止。
- (4) 親族が感染の疑いにより検査を受ける場合：親族が検査で「陰性」と診断されるまで出席停止。
- (5) 発熱等の風邪症状による欠席：出席停止
- (6) 同居の家族に発熱等の風邪症状があったり検査を受けたりしている者がいる場合(家族がワクチン接種の副反応で発熱時も原因が特定できないため同様の取り扱い)：出席停止
- (7) ワクチン接種をする場合
 - ア 一旦登校してから、授業時間の途中から接種する場合・・・早退
 - イ 朝から接種し、途中から登校する場合・・・遅刻
 - ウ 接種のために1日欠席する場合・・・事故欠
 - エ 朝から接種をし、その後体調不良により登校できずに休む場合・・・出席停止
 - オ 授業の途中で接種のために学校を出て、接種後、授業に戻る場合・・・出席
 - カ ワクチン接種後の副反応等により登校できない場合・・・出席停止